

○宮城県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業広瀬沼地区において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和五年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
石巻市	広瀬	五工区南	九四	田	田	三二〇
同	同	同	九五	田	田	三五三
同	同	同	九六	田	田	三五三
同	同	同	九七	田	田	三五三
同	同	同	九九一	田	田	四五四
同	同	同	一〇〇一	田	田	九九九
同	同	同	一〇一	田	田	一、〇〇八
同	同	同	一〇二	田	田	一、〇〇八
同	同	同	一〇三	田	田	一一〇
同	同	同	一〇四	田	田	九四七
同	同	同	一〇五	田	田	九四一
同	同	同	一〇六	田	田	三五五

○宮城県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年二月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市本町二丁目六〇番一地先から同市化粧坂二六〇番二地先まで	令和五年二月十七日

○宮城県告示第八十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港仙台港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港事務所において縦覧に供する。

令和五年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考
水域施設	向洋地区船溜り	仙台市宮城野区蒲生字町一〇二地先水面	—	面積一五、九二〇平方メートル	新規
外郭施設	向洋防波堤(1)	仙台市宮城野区蒲生字町一〇二地先	直立堤	延長七〇メートル	新規
外郭施設	向洋防波堤(2)	仙台市宮城野区蒲生字町一〇二地先	直立堤	延長二〇二メートル	新規
係留施設	向洋物揚場	仙台市宮城野区蒲生字町一〇二地先	矢板式及びくい式	延長一〇四メートル	新規

○宮城県告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する

ことができる。

令和五年二月十四日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

志津川都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び南三陸町役場（建設課）

四 縦覧期間

令和五年二月十五日から令和五年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、巨理都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和五年二月十四日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

巨理都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び巨理町役場（都市建設課）

四 縦覧期間

令和五年二月十五日から令和五年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山元都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和五年二月十四日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

山元都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び山元町役場（建設課）

四 縦覧期間

令和五年二月十五日から令和五年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和五年二月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市愛島笠島字上平二十三番三

仙台市若林区南小泉四丁目六番二十二号 アメ

リカンアベニュー南小泉II番館一〇一

仙石 俊幸